

## 平塚市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行要綱

平成21年5月19日制定

平成24年12月4日改正

平成27年4月1日改正

令和2年6月15日改正

令和2年9月15日最終改正

平塚市まちづくり政策部建築指導課

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「政令」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。

### (長期優良住宅維持保全計画書)

第3条 省令第2条第1項に規定する第1号様式の維持保全の方法及び期間の欄が不足する場合に補充記入する計画書は、長期優良住宅維持保全計画書（第1号様式）とする。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、審査を受けた長期優良住宅維持保全計画書とすることができる。

### (必要と認める図書)

第4条 省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (2) 住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅品質確保法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅品質確保法施行規則第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書の写し（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）
- (3) 住宅である住宅品質確保法第40条に規定する認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、住宅品質確保法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (4) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、住宅品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関が

行う住宅品質確保法第58条第1項に規定する特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験」という。）を受けたときの当該登録試験機関が交付する住宅品質確保法第59条第2項に規定する特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験の結果の証明書その他の長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書

- (5) 法第6条第1項第3号の規定に基づく居住環境の維持及び向上への配慮されたものであることに関し、平塚市長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号の規定に基づく居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準（以下「居住環境基準」という。）第2条各号に掲げる区分に応じ当該各項の定め適合することを確認するために必要な図書（申請建築物が居住環境基準に適合する旨の証明書等が交付されている場合には、その写し）
- (6) 住宅品質確保法第5条第1項の登録住宅性能評価機関の住宅性能評価を受けた場合（法第6条第1項第1号の規定に適合する場合に限る。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第82条の5に規定する限界耐力計算の場合を除く。）にあつては、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に規定する基準に適合する同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し（第1号の適合証を添付した場合を除く。）

（不要と認める図書）

第5条 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の適合証を添付する場合は、各種計算書
- (2) 次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該図書
  - ア 前条第2号の住宅型式性能認定書の写しが提出されたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては長期優良住宅建築等計画の認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
  - イ 前条第3号の型式住宅部分等製造者認証書の写しが提出されたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- (3) 前条第6号に規定する設計住宅性能評価書の写しを提出した場合にあつては、各種計算書

（長期優良住宅設計内容説明書）

第6条 省令第2条第1項の表に掲げる設計内容説明書は、長期優良住宅設計内容説明書（一戸建ての住宅用）（第2号様式）又は長期優良住宅設計内容説明書（共同住宅等用）（第3号様式）とする。ただし、住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあつては、審査を受けた設計内容説明書とすることができる。

（建築確認申請書の提出部数等）

第7条 法第6条第2項後段の規定により提出する建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書（以下この条において「建築確認申請書」という。）の部数は、正本1部及び副本2部とする。この場合において同法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築に該当する場合は、同法第6条の3第7項又は第18条第10項の適合性判定通知書の写しを正本及び副本に添付するものとする。

2 前項の場合において、建築確認申請書には、省令第2条第1項及び第8条に規定する申請書の写しを添付するものとする。

（軽微な変更）

第8条 認定計画実施者は、省令第7条各号に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（第4号様式）に添付図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出とするものとする。

2 前項の軽微な変更届の提出部数は、正本1部及び副本1部とし、省令第6条に規定する認定通知書（法第8条第1項に基づく変更の認定を受けた者にあつては、省令第9条に規定する変更認定通知書を含む。）及び当該認定通知書に係る申請書の副本を添えるものとする。

（申請の取下届）

第9条 法第5条第1項から第3項まで、第8条第1項若しくは第9条に規定する認定又は第10条に規定する承認を申請した者（次条において「申請者」という。）は、当該申請を取り下げるときは、長期優良住宅建築等計画認定等申請取下届（第5号様式）により、市長に届け出るものとする。

2 前項の長期優良住宅建築等計画認定等申請取下届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

（認定等をしない旨の通知）

第10条 市長は、法第6条第1項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の認定又は法第10条の承認をしないときは、不認定通知書（第6号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（建築工事完了報告書）

第11条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事を完了したときは、速やかに、法第12条の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅建築工事完了報告書（第7号様式）により市長に報告しなければならない。

（建築又は維持保全の取やめ申出書）

第12条 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全取やめ申出書（第8号様式）により市長に申し出なければならない。

2 前項の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全取やめ申出書の提出部数は、正本1部及び副本1部とし、省令第6条に規定する認定通知書（法第8条第1項に基づく変更の認定を受けた者にあつては、省令第9条に規定する変更認定通知書を含む。）及び当該認定通知書に係る申請書の副本を添えるものとする。

（認定の取消しの通知）

第13条 市長は、法第14条第2項の規定に基づき認定を取り消したときは（同条第1項第2号の規定による認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめ

る旨の申出があった場合により、計画の認定を取り消した場合に限る。)、認定取消通知書(第9号様式)により認定計画実施者に通知するものとする。

2 前項の認定取消通知書には、前条第1項の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全取やめ申出書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

(認定証明書)

第14条 認定計画実施者は、省令第6条に規定する認定通知書(法第8条の規定により変更の認定を受けた者にあつては、省令第9条に規定する変更認定通知書)又は省令第13条に規定する承認通知書(以下「認定通知書等」という。)の紛失等をしたときは、当該認定(法第8条の規定により変更の認定を受けた者にあつては、変更の認定)又は承認(以下「認定等」という。)の証明を市長に申請することができる。

2 認定計画実施者は、前項に規定する認定等の証明を申請するときは、長期優良住宅認定等証明申請書(第10号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 身分証明のできる公的機関が発行した証明書(本人確認書類)の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項に規定する申請があつたときは、長期優良住宅認定等証明書(第11号様式)により証明するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。